

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
北海道上川郡東川町
- 2 構造改革特別区域の名称
写真文化首都「写真の町」東川町ワイン特区
- 3 構造改革特別区域計画の区域
北海道上川郡東川町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

東川町（以下「本町」という。）は、北海道のほぼ中央に位置することから、中核都市である旭川市と隣接し、その中心部まで 13 km（車で約 20 分）、旭川空港までは 8 km（車で約 10 分）の距離にある。

東西が 36.1 km、南北が 8.2 km という東西に長い町域で、東部は山岳地帯で大規模な森林地域を形成し、日本最大の自然公園「大雪山国立公園」の区域の一部でもあり、町の面積（247.06 km²）の半分近く（約 102.55 km²）が大雪山国立公園の面積となっている。北海道の最高峰である大雪山連峰旭岳（2,291m）は町域に所在し、その美しい自然景観と豊富な森林資源は高く評価されている。

上川の内陸盆地に位置するため、四季の移り変わりがはっきりしており、特に旭岳温泉や天人峡温泉では、新緑の森林、愛らしい高山植物の花、色鮮やかな紅葉、パウダースノーのふわふわした一面の雪景色など、四季折々で最上の景色が作り出されている。

(2) 気候

気候は、北海道内陸部の盆地に位置し、夏冬の寒暖の差が 50 度以上と大きく、5 月から 10 月にかけては比較的高温多湿ではあるものの、降雨量は全道平均を下回っており、令和元年の年間平均気温は 7.4 度、最高気温 34.9 度、最低気温マイナス 23.0 度、年間日照時間 1,646 時間、降水量 870 mm となっている。

(3) 人口

本町の国勢調査における人口の推移は、昭和 25 年の 10,754 人をピークに年々減少しており、平成 7 年には 7,211 人まで減少したが、その後、一転して増加し、平成 27 年は 8,111 人となっている。また、令和元年 12 月 31 日現在の人口（住民基本台帳）は 8,380 人となっており、増加し続けている。

(4) 産業

本町の産業構造は、従業者数（総務省「国勢調査」2015年）で見ると、第1次産業が817人（21%）、第2次産業が663人（17%）、第3次産業が2,387人（62%）となっている。

第1次産業については、農業産出額43億6千万円（農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」2016年）のほとんどを、米（26億6千万円）と野菜（16億円）が占めており、特に米については、水田面積率が81.5%（農林水産省「面積調査」2017年）と、全国平均（54.4%）や北海道平均（19.4%）と比べて圧倒的に高く、2,294haの水田を184経営体（農林水産省「2015年農林業センサス」）で耕作し、JAひがしかわを中心とする徹底した品質管理と栽培技術の向上により、地域団体商標「東川米」のブランド化や高付加価値化を推進している。

第2次産業は、RESAS（地域経済分析システム）によれば、付加価値額が183億円（2013年）と最も大きく（第1次産業：36億円、第3次産業：111億円）になっているが、一方で、常用従業者数が減少している（平成3（1991）年：1,307人→平成25（2013）年733人）。これは、出荷額（2013年の木材・木製品および家具・装備品の製造品出荷額）が製造業全体の64.6%を占めるなど、第2次産業の基幹である木工・家具産業において、1960年代半ば以降進んでいた町内への企業集積が、大量生産型メーカーの撤退等により弱体化し、存続している事業所では後継者が不足しているといったことが背景となっている。

第3次産業については、卸売業・小売業や医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業に従事している人が多く、中でもカフェレストラン、ベーカリー、セレクトショップなどが、転入者やUターン者の開業によって増加している（平成21（2009）年度：16軒→平成26（2014）年度：31軒）。理由としては、これまで町で実施している起業化支援制度や定住支援、魅力発信による成果が現れているものと考えられる。一方、医療・福祉については、高齢化に伴い、町内においても介護保険施設等が増設されるなど、需要が高まっているが、北海道の有効求人倍率（厚生労働省「職業安定業務統計」2017年8月）は、保健医療サービスで2.06倍、介護サービスで2.77倍と、人手不足が顕在化してきている。

(5) 地域づくり

令和2年に、第2期写真文化首都東川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口の維持又は減少の緩和、若い世代の就労、結婚、妊娠、出産、子育ての希望実現、地域の強みを活かした課題解決と地域の活性化の3つの基本的な視点に対応することとなっている。その中で、写真文化首都の取組により生じる新たな人の流れと、農業や木工業をはじめとする基幹産業、大雪山をはじめとする本町の文化を結び付け、地域資源を活かした新たな「しごと」の創出を図ることとしており、地域特産品の開発、東川産ワイン・日

本酒等の製造事業、地場産業（農業・林業・木工業・商工業）、地域おこし協力隊の定住化支援の取り組みを推進し、重要業績指標として年間起業者数の確保を掲げている。

（6）規制の特例措置を講じる必要性

本町は、上水道が無く、全家庭が地下水で暮らす全国でも数少ない町であり、大雪山を源とする豊富な地下浸透水と伏流水は、本町の豊かな生活の実現と農業振興の育成・成長には欠かせないものとなっている。また、町内では、古くから地元の農産物と水を使用した酒類の製造・販売が期待されており、令和2年度には、地元の酒米と水を使用した日本酒製品が生産され、ワインの実現についても期待されているところである。

現在、ぶどう圃場はあるものの、栽培農家と醸造所は無い。しかし、栽培と製造の取組を志す者がおり、第2期写真文化首都東川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中に地域特産品の開発、東川産ワイン・日本酒等の製造事業の推進が位置付けられていることから、これらを支援することは、町の総合戦略とも合致する。

本特例措置を活用し、この新たな取組を支援することにより、新たな特産品が生まれ、6次産業化による農産物の付加価値向上、ひいては地域の活性化に資する。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町は、大雪山を望む農村風景が美しい町であり、その恵まれた景観を活かして、昭和60年に「写真の町」を宣言し、平成26年には「写真の町」宣言30周年を迎えて、「写真文化首都」宣言を行い、世界の人々に開かれた町、心のこもった「写真映りのよい」町の創造を目指している。また、ぶどうの栽培、ワインの製造に関しては、平成5年よりワイン用ぶどうの栽培を開始し、小樽市の醸造所に委託していたが、平成25年に岩見沢市のワイナリーに切り替え、製造を委託し、東川町産ぶどうを100%使用したワインを製造、販売している。（令和元年産ぶどうのワイン製造実績は約3.5kℓ）。

本特例措置の活用により、町内の農家又は事業者が、自ら栽培した果実を自らの手によって小規模な施設で果実酒の製造が可能となり、地域特産品の開発、東川産ワイン・日本酒等の製造事業の推進につながる事が期待できる。また、豊かな自然環境を生かしたぶどう圃場による美しい景観づくり、都市と農村の交流による世界に開かれた町づくりの創造、地域資源を生かした新たな仕事の創出が期待できる。本取組みは総合戦略と写真文化首都「写真の町」の町づくりとも合致し、このような頑張る農家（事業所）を応援することは、地方創生の趣旨に沿うものであると考える。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特例措置を活用することにより、地元の農家及び事業者が町内で生産された果実を原料とした酒類製造事業に取組み、生産から製造までをワンストップの行程で行うことを実

現することで、農業活動や特産品振興の継続が期待できる。また、美しい景観づくりがなされたぶどう圃場と豊かな水資源で生産したぶどうを用いて製造したワインという新たな特産品を生み出し、ブランドの確立を図ることで、生産者と消費者の交流促進やふるさと納税の返礼品への活用による本町の地域経済の活性化と写真文化首都「写真の町」の町づくりの推進を図ることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域農業の振興

農産物の高付加価値化による収益力の向上が図られるとともに、新たな特産品の創出による販路の拡大が見込まれる。また、取り組みを町内外へPRすることで、新たな6次産業化の気運の醸成と本町の知名度向上が期待できる。

(2) 新たな特産品による地産地消の活性化

生産・製造までオール100%の東川町産果実酒の誕生により、特産品販売に携わる関係団体（JA・商工会・観光協会・町・振興公社）や酒類販売店、地元のカフェ・居酒屋・ベーカリー等の飲食店、町のアンテナショップ（道の駅・旭川空港・旭川駅前）と連携し、周知・販売を図ることで、生産者と消費者の交流の拡大が期待でき、地域全体の経済活動の活性化が図られる。

(3) 写真文化首都「写真の町」との連携

美しいぶどう圃場がもたらす写真撮影とぶどう圃場の収穫作業等の体験観光を組み合わせることにより、都市と農村（交流人口）の拡大につながり、写真文化首都「写真の町」が掲げる世界に開かれた町、心のこもった「写真映りの良い」町づくりが図られる。

【特産酒類の製造に関する目標】

| | 令和2年度 (実績) | 令和3年度 (目標) | 令和4年度 (目標) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 特産酒類製造事業者数 | 0件 | 1件 | 2件 |
| 特産酒類（果実酒）製造数量 | 0kl | 2kl | 2.5kl |

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、生産される地域の特産物として指定された果実（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関連する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

北海道上川郡東川町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備する施設等

上記2に記載の者が、構造改革特別区域内において、地域の特産物として指定された果実（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本町が地域の特産物として指定した果実（ぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が2キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これによって、地域での新たな起業や事業展開に繋がり、観光客満足度の向上、農業者の経営多角化、新規就農の増加、新たな地域ブランドの創出など、地域活性化と産業の持続が期待される所であり、小規模農業、小規模酒類製造や小売りについて官民協働による体制により、移住定住、就農や稼ぐ力を強化する。このことにより、地元農産物の消費拡大や高付加価値化につながるとともに、新たな特産品の創出が可能となり、農業振興及び地域の活性化に寄与する。

なお、当該特定事業により、酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本町は、無免許製造を防止するために制度・内容の広報・周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。